

無所得等の証明が得られない場合の扶養親族の確認等について

(平成7年9月19日岩警発第907号警察本部長)

各所属長

みだしのことについて、扶養親族に所得がない場合、所得がない旨の申告をしなければ無所得等の証明書を発行しない市町村長があるため、このような場合は下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、昭和46年12月14日付け岩警発第705号「無所得等の証明が得られない場合の扶養親族の確認等について」は、廃止する。

記

1 市町村長が発行する無所得等の証明書が得られない場合の扶養の事実の確認

昭和46年11月18日付け岩警発第649号「扶養手当支給事務取扱要領の実施について(通知)」の別紙1「扶養手当支給事務取扱要領」第6又は第7の規定により、新たな扶養親族としての認定又は扶養親族の確認は、扶養親族としての認定又は確認を受けようとする職員から、市町村長が発行する「扶養親族証明書」及び別記様式による「無職・所得額に関する申告書」を提出させることにより行うものとする。

なお、扶養親族として認定又は確認を受けようとする者に勤労所得(給与所得)がある場合は、勤務先で発行する給与支払報告書(個人別明細書)を無職・所得額に関する申告書に添付させるものとする。

別記様式

無所得職額に関する申告書

年 月 日

岩手県警察本部長 殿

所 属
職 名
氏 名

㊞

事実と相違ありませんので、下記のとおり申告します。

| | | |
|-------------------------|------------------|--------------|
| 扶養親族としての認定又は確認を受けようとする者 | 氏 名 | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日生 (才) |
| | 申告者との続柄 | |
| | 職 業 | |
| | 所得(収入)額 | |
| | そ の 他 参 考 事 項 | |